平成２３年（フ）第１１７４号
埼玉県上尾市大字原市26番地１　フラワーヒル東大宮Ａ―201
破産者　城戸　良輔
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３１号
埼玉県南埼玉郡宮代町百間５丁目１番30号シティハイムジュン102号
破産者　小林　宏之
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７７号
さいたま市南区大字太田窪2577番地７
破産者　安原　知之
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０５号
神奈川県厚木市温水西１丁目１番５号　マーガレット101、開始決定時の住所横浜市緑区上山１丁目９番１―701号
破産者　米澤　龍己
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２５号
富山市婦中町袋382番地７
破産者　谷内外志男
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８５号
山梨県山梨市下石森696番地の７
破産者　山本　武男
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８０号
静岡県熱海市小嵐町８番11号　県営上小嵐団地74号
破産者　我妻　敏夫
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
静岡県沼津市常盤町１丁目５番地　高砂マンション201、前住所静岡県伊東市池891番地の19
破産者　山縣　　久
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４８１２号
大阪市住吉区遠里小野２丁目13番２―303号
破産者　池田　秀樹
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７６２号
大阪市浪速区幸町３丁目６番19号　デルフィ21　601号、開始決定時の住所大阪市浪速区幸町３丁目６番19号　デルフィ21　401号
破産者　松永　洋明
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０９２号
大阪府茨木市横江１丁目９番24号
破産者　尼野　重則
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４６６号
大阪市平野区平野南４丁目６番２―413号
破産者　戸田　功一
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７７９号
兵庫県明石市中崎２丁目４番１―705号
破産者　石黒　　康
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８９３号
大阪市旭区高殿３丁目22番４号
破産者　稲継ニットこと　稲継　一郎
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１０５号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目11番13号
破産者　南部孝一郎
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３２０号
大阪市港区弁天３丁目18番７号
破産者　近藤満名武
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４１７号
大阪府枚方市楠葉中之芝１丁目19番12号、前住所大阪府枚方市片鉾本町30番６号
破産者　柿木　宏治
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４５２号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目24番１―507号
破産者　有村　之裕
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４７７号
大阪府豊中市宮山町４丁目８番１―105号
破産者　鳥山　誠之
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部